

## 福島県における仮設住宅の移設や再利用

The Transfer and Reuse of Temporary Housing in Fukushima

## 浦部智義

Tomoyoshi Urabe

日本大学工学部建築学科准教授 / 1969年生まれ。東京電機大学大学院修了後、日本学術振興会特別研究員等を経て2010年から現職。博士(工学)。建築計画。日本建築学会奨励賞、UDCKoコンペ「郊外の可能性」入賞、パッシブデザインコンペ大賞(住宅部門最優秀賞)、「ロハス工学とロハスの家」で日本機械学会教育賞、グッドデザイン賞金賞受賞ほか。共著に『劇場空間への誘い』『建築計画を学ぶ』『木造仮設住宅群』ほか

## 芳賀沼整

Sei Haganuma

株式会社はりゅうウッドスタジオ取締役 / 1958年福島県生まれ。東北大学大学院博士課程前期修了。2004年「家業(柏屋)」福島県建築文化賞準賞、「都市計画の家II」(近江隆と共同設計)東北建築賞作品賞、福島県建築文化賞特別部門賞受賞、2010年「土かまくらの家」SDレビュー入選、グッドデザイン賞金賞受賞ほか。共著に『木造仮設住宅群』ほか

2011年3月の東日本大震災およびその後の原発事故(以下、3.11)から2年半が過ぎ、福島県では、県の公募で建設された約6,000戸の木造仮設住宅を含む16,000戸以上の仮設住宅、特にその大半を占める(リースではなく)県所有の仮設住宅の集約・再利用について、判断・行動する時期が徐々に近くなってきている。

一方で、現在でも県・内外合わせて約15万人弱が原発事故等の影響で長期避難(以下、原発避難)をしているという異常な状態からすると、避難者の方々の次の住まいの場所選択の困難さ、また、次の住まい候補のひとつである復興公営住宅の整備も一朝一夕にはいかず、長期戦が予想される状況がある。

## システムとして考える仮設住宅の集約

3.11後の福島県の仮設住宅は、借り上げ仮設(以下、みなし仮設)への入居を横目に見ながら過剰供給にならないように行われてきたが、仮設住宅の入居率は3.11から2年半過ぎた現在85%前後で、入居予測の難しさに立地条件等も相まって、空き家が目立つ仮設住宅団地もある。

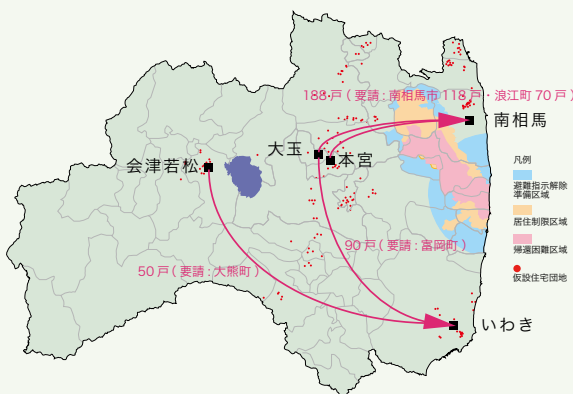


図1 | 現在まで移設された仮設住宅の移設前後の位置関係  
 [作成: 日本大学工学部浦部研究室+はりゅうウッドスタジオ]

そんななか、浜通りにおける仮設住宅需要に応えるかたちで、2012年に3回、第一弾となる仮設住宅の集約・再利用が実行(木造仮設・プレハブ協会による仮設両方)された。地盤の問題などもあり、その一部は基礎がコンクリート仕様になっているものもある(図1)。それらは、復興公営住宅等の本設の住宅ではなく、2戸1戸化などの間取りや大きな仕様の変化もない形だが、これまでの筆者らのヒアリング調査から恐らく自治体・個人ともに潜在需要が多いと思われる、仮設住宅の移設・再利用のコスト面も含めた検証にもつながった(図2)。

また、仮設住宅の集約をシステムとして考えた場合、現実問題として、災害救助法による対処(現行では2015年3月まで延長)後も、福島県では原発避難期間が不均一かつ不透明であることも課題(原発事故子ども・被災者支援法で2015年4月以降もみなし仮設が延長される見込み)で、避難者が県外から県内に戻る場合の受け皿や、上述したケースに近い県内での移動なども、集約化の前で障害となってくる。また、集約と一体で考えるべき、仮設住宅の復興公営住宅としての再利用、あるいは自治体や個人を対象とした仮設住宅の払い下げ後の利用にしても、仮設住宅そのものや、それらが建っている土地の潜在力の把握、仮設住宅に住む避難者の方々の生活の変化を、ある面ではひとつのシステムとして考え、再利用への移行の時期を検討することが重要であろう。

いずれにしても、災害救助法による対処期限をかんがみると、冒頭に述べたとおり、その制度づくりへ本格的に着手する時期に来ている。

## 仮設住宅での生活の価値観から

これまでの筆者らの継続的な調査のなかで、仮設住宅とみなし仮設では、避難者の異なる意識が見えてくることも

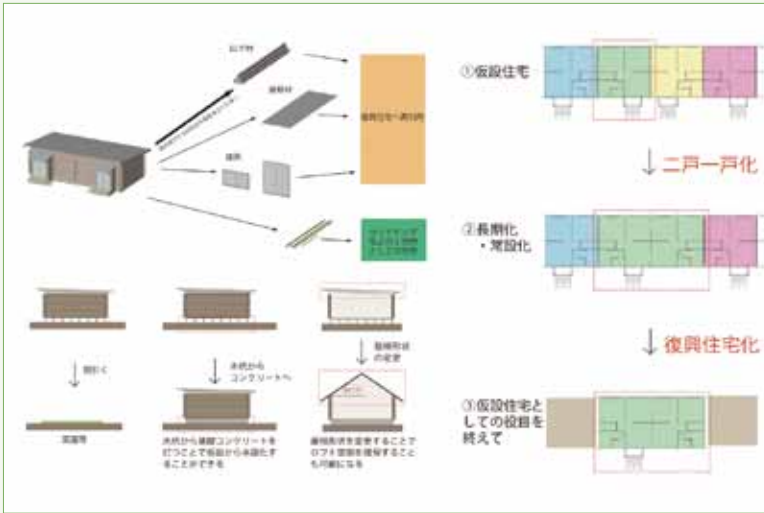


図2 | 木造仮設住宅(ログハウス型)の再利用の概念図  
[作成：日本大学工学部浦部研究室十はりゅうウッドスタジオ]



図3 | 移設後の仮設住宅地でのヒアリング風景



図4 | 小規模コミュニティ型復興住宅モデル。難波和彦氏・嶋影健一氏・八木佐千子氏や筆者らがかかわるNPO法人「福島住まい・まちづくりネットワーク」の拠点でもある

あった。それは、核家族化が進んでいる現代において、震災以降、個人生活を優先的に模索する部分と、自治体や地区集落に可能性を残す部分の差と言えるかもしれない。

今年になって、みなし仮設住宅から移設された木造仮設住宅に転居してきた人たちが(転居の理由としては、家族の職業上の都合と病院への通院の問題)のなかに、仮設住宅の避難生活に一定の評価をする意見が幾つか見られ、それらは単に居住性だけでなく、避難者の集団での生活に対するの評価とも受け取れた(図3)。また、避難生活が2年半近くになる仮設住宅地では、自主的に祭りを開いたり、避難を受け入れている地元との親交を深めたりすることで、積極的に現在や今後の生活を皆で模索する自治会も存在する。そういう意味では、県外から県内に戻る場合や県内での移動など、避難者の環境移行を考える際に、みなし仮設への入居だけでなく、仮設住宅の空き家の再利用も意義深いかもしれない。

一方で、彼らは仮設住宅で築いた関係の継続を望みながらも、今後の暮らしの予測の困難さを感じ、避難指示解除準備区域内の場所によっては3.11以前に住んでいた元の集落への復帰も十分に模索していた。

### 避難生活からの復帰プロセスをプランニングする

当然のことながら、復帰プロセスも各自治体の状況に

よって違いが出てくる。数年先の帰郷を前提として考える避難指示解除準備区域、今後長期にわたって避難生活が続くことが予測される帰宅困難区域、それらの中間と言える居住制限区域等の違いを明確にしたうえで、インフラ整備・役場機能はもとより、(警察・消防など)緊急時システムや高齢者サポート施設等も含めた医療・福祉システム等の再整備、場合によっては就職先を考えたいうえでの復帰プロセスをプランニングする必要が出てくる。

自治体単位でプログラムを考える場合でも、現在仮設住宅で生活する人々の動向がその流れを示す重要な事柄になる。筆者らが行ったヒアリング調査等からは、今後近い将来の可能性として、避難指示解除準備区域内での小規模集落による高齢者中心の居住形態、仮設住宅の間引きや2戸1戸化などで、数を調整しながら現在の仮設住宅を利用した期間限定の小・中規模集落の居住地域を仮設住宅地地づくり出すこと等も、復帰プロセスの選択肢のひとつとして想定できるかもしれない。より中長期的には、双葉郡をはじめとする市町村を超えた広域連合の話が本格化したとすれば、避難者の環境移行も大きく違った展開が考えられるかもしれない。

筆者らは、仮設住宅の再利用の手法のひとつとして、3.11以降一貫して中期仮設住宅という言葉を使用してきたが、移設や再利用して仮設住宅として延長するという意味ではそれに当たるが、本設で公的なものとなると復興公営住宅に近く、仮設から仮設に移行することが制度的に難しい面があることを考えると、住宅や施設の場合には後者のように再利用される可能性が高いかもしれない。

いずれにしても、この仮設住宅の集約・再利用のあり方が、福島県の復興に向けてのコミュニティも含めた住環境形成に大きな影響を与えていると感じている。そこで、筆者らのチームでは、木造仮設住宅を再利用した小規模コミュニティ型復興住宅の先行事例としてそのモデルづくりを行ったり(図4)、他県の仮設ではあるが教育施設(私塾)を木造とプレハブ造のハイブリッド建築で実践し、福島県における仮設住宅を再利用した施設建築モデルを意識したりもしている。

本格的に始動していないこの時期に、仮設住宅の集約・再利用について予測することは時期尚早かもしれないが、「仮設住宅の集約には、場所ごとに時間差が生じる」「仮設住宅の再利用に関して一定の需要があること」を手掛かりにして、筆者らや県も参加している研究会においても議論され、公平性などを意識しながら間もなく制度づくりが始まるであろう。